平成29年度の軽自動車税(種別割)の納税通知書は5月上旬に発送します。

# 、三輪および四輪車 (660cc以下)

自動車検査証の「初度検査年月 | から経過年数により税率が変わります。

| <b>本</b> 任 |     |     | 自動車検査証の<br>「初度検査年月」が | 自動車検査証の「初度検査年月」が<br>平成27年3月以前で |            |
|------------|-----|-----|----------------------|--------------------------------|------------|
|            | 車種  |     | 平成27年4月以降            | 13年を経過しない*1                    | 13年を経過した*2 |
| 三輪(乗用・貨物用) |     |     | ¥3,900               | ¥3,100                         | ¥4,600     |
| 四輪以上のもの    | 乗用  | 自家用 | ¥10,800              | ¥7,200                         | ¥12,900    |
|            |     | 営業用 | ¥6,900               | ¥5,500                         | ¥8,200     |
|            | 貨物用 | 自家用 | ¥5,000               | ¥4,000                         | ¥6,000     |
|            |     | 営業用 | ¥3,800               | ¥3,000                         | ¥4,500     |

<sup>\*\*1</sup> 電気自動車、天然ガス車、メタノール・混合メタノール車、ハイブリッド車(ガソリン)、被けん引車は経 過年数にかかわらず、「13年を経過しない」税率となります。

### 税率の軽減について

上記の税率から車の燃費性能に応じて軽減されます。平成29年度のみ軽減されます。

自動車検査証の「初度検査年月」が「平成28年4月から平成29年3月まで」で、下表の条件を満たすものが 対象です。

| 自動車検査証の「用途」   |     | おおむね75%軽減<br>の条件 | おおむね50%軽減<br>の条件                        | おおむね25%軽減<br>の条件  |   |
|---------------|-----|------------------|---|---|---|
| 乗用            |     |                  | 電気自動車(EV)<br>または<br>天然ガス車 <sup>※1</sup> | 平成32年度<br>燃費基準+20%達成車<br>かつ<br>★★★★<br>低排出ガス車 <sup>*2</sup> | 平成32年度<br>燃費基準達成車<br>かつ<br>★★★★<br>低排出ガス車     |
| 貨物用           |     |                  | 電気自動車(EV)<br>または<br>天然ガス車               | 平成27年度<br>燃費基準+35%達成車<br>かつ<br>★★★★<br>低排出ガス車               | 平成27年度<br>燃費基準+15%達成車<br>かつ<br>★★★★<br>低排出ガス車 |
| 税額は下の表のとおりです。 |     |                  |   |   |   |
| 三輪(乗用・貨物用)    |     |                  | ¥1,000                                  | ¥2,000  | ¥3,000  |
|               | 乗用  | 自家用              | ¥2,700                                  | ¥5,400  | ¥8,100  |
| 四輪以上          |     | 営業用              | ¥1,800                                  | ¥3,500  | ¥5,200  |
| のもの           | 貨物用 | 自家用              | ¥1,300                                  | ¥2,500  | ¥3,800  |
|               |     | 営業用              | ¥1,000                                  | ¥1,900  | ¥2,900  |

<sup>※1</sup>天然ガス車とは…平成21年排出ガス基準からNOx10%低減に該当する車。

<sup>※2</sup> 平成29年度は、「初度検査年月」が「平成16年3月」以前の車が「13年を経過した」車となります。

<sup>※2</sup> 低排出ガス車とは…平成17年排出ガス基準75%低減達成車 (★★★★)。

## 2、原付および二輪車など

下表の車種には税率の軽減はありません。

| 車 種                      | 区分                       | 税 率    |  |
|--------------------------|--------------------------|--------|--|
|                          | 50cc以下                   | ¥2,000 |  |
| <b>医新继</b> 什 <u>白</u> 起市 | 50cc超90cc以下              | ¥2,000 |  |
| 原動機付自転車                  | 90cc超125cc以下             | ¥2,400 |  |
|                          | ミニカー(50cc以下)             | ¥3,700 |  |
|                          | 農耕作業用                    | VO 400 |  |
| 小型特殊自動車                  | (トラクタ、コンバイン、薬剤散布車、田植機など) | ¥2,400 |  |
|                          | その他(ホイルローダ、フォークリフトなど)    | ¥5,900 |  |
| 軽 二 輪 車                  | 125cc超250cc以下            | ¥3,600 |  |
| 小型二輪車                    | 250cc超                   | ¥6,000 |  |
| 雪 上 車                    | _                        | ¥3,600 |  |
| ボートトレーラ                  | _                        | ¥3,600 |  |

## 3、問い合わせ先など

## ◆軽自動車税(種別割)とは◆

毎年4月1日 (賦課期日) に車両を所有している方※1に納めていただく税金 (年税) です。年税のため、年度途中の申告・廃車による月割はありません。

\*\*1 実際に車を使用されている方を「所有している方」といい、 納税義務者となります。



#### ◆農耕作業用車について◆

農耕作業用車(トラクタ、コンバイン、薬剤散布車、田植機など)は、公道を走らなくてもナンバープレートが必要です。

- ※ナンバープレートは個々の車に交付しますので使い回しは出来ません。
- ※複数人で購入された場合は、その内のお1人を代表として指定していただきます。その代表の方へ納付書を送らせていただきます。
- ※所有している方、または代表の方が変わる場合は、納税義務者を変更する必要があります。必ず申告を お願いします。
- ※農耕作業用車は自賠責保険に加入できません。任意保険をご検討ください。

## ◆身体障がい減免について◆

受付は、平成29年度軽自動車税(種別割)の納期限の1週間前(平成29年5月24日)までです。納税通知 書が5月上旬に届きしだい、申請のため下記までお越しください。また、減免には条件があります。詳細は 下記までお問い合わせください。

■問い合わせ 下諏訪町 税務課 収納係 電話27-1111 (内線238)